

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 知事及び副知事の平成25年7月から平成26年3月までの間に支給されるべき給料を減額することとした。（附則第33項、附則第34項関係）

2 教育委員会の委員等の特別職の職員の平成25年7月から平成26年3月までの間に支給されるべき給料又は報酬の月額を減額することとした。（附則第35項関係）

3 施行期日

この条例は、平成25年7月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 管理又は監督の地位にある職員の平成25年7月から平成26年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額を減額することとした。（附則第26項、附則第28項関係）

2 一般職の職員の平成25年7月から平成26年3月までの間における給料月額を減額することとした。（附則第27項関係）

3 施行期日

この条例は、平成25年7月1日から施行することとした。（附則関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 管理又は監督の地位にある職員の平成25年7月から平成26年3月までの間に支給されるべき管理職手当を減額することとした。（附則第28項、附則第30項関係）

2 市町村立学校職員の平成25年7月から平成26年3月までの間における給料月額を減額することとした。（附則第29項関係）

3 施行期日

この条例は、平成25年7月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）

1 任期付研究員の平成25年7月から平成26年3月までの間における給料月額を減額することとした。（附則第5項関係）

2 施行期日

この条例は、平成25年7月1日から施行することとした。

◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 特定任期付職員の平成25年7月から平成26年3月までの間における給料月額を減額することとした。（附則第6項関係）

2 施行期日

この条例は、平成25年7月1日から施行することとした。（附則関係）